1. 趣旨

乳児家庭に対して、子育でに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握や、養育についての相談助言その他の援助を行うことで、当該家庭と地域の子育で支援拠点とのつながりを創出することにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境を整備し、ひいては児童虐待を未然に防止することを目的として、西宮市乳児家庭全戸訪問業務(南部地域)(以下「業務」という。)を実施する。

業務を委託するに当たり、民間事業者の持つ知識・経験・アイデアを活用するため、公募型プロポーザル方式によりその能力・意欲を持った事業者を選定するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

西宮市乳児家庭全戸訪問業務 (南部地域)

(2)業務内容

別紙「西宮市乳児家庭全戸訪問業務(南部地域)仕様書」のとおり

(3)業務委託者選定方式

公募型プロポーザルにより、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を基に総合的 に評価・審査し受託候補者を選定する。

(4) 委託料の上限額

9,985,000円 (消費税及び地方消費税は含まない)

※本事業は第二種社会福祉事業に位置付けられているため消費税及び地方消費税は非課税

(5)業務期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

(6) 契約

プロポーザルの結果は令和5年度から令和8年12月末まで有効とする。

また、令和6年度以降の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、該当年度の予算成立後、毎年度4月に締結する。

3. スケジュール

	日 時	備考
①募集開始	令和5年 7月26日(水)	
②質問書の提出期限	令和5年 8月 9日(水) 午後5時30分	様式第3号
③質問に対する回答の公表	回答完成次第、随時公表予定	
④企画提案書の提出期限	令和5年 8月30日(水) 午後5時30分	様式第1~2号ほか
⑤選定委員会・プレゼンテーション	令和5年 9月20日(水)	
⑥受託候補者の選定	令和5年 9月末頃	
⑦受託候補者との契約	令和5年12月 1日(金)≪予定≫	

4. 応募要領

(1) 応募者の資格要件

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。

- ③会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き改正の申立てがなされていない者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑤宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者ではないこと。
- ⑥応募申込時点において、西宮市内において子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)又は子育てコンシェルジュ(西宮市利用者支援事業)を実施していること。
- ⑦別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を 有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑧個人情報の保護について関係法令を遵守し、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

(2) 提出書類

- ①提出書類及び提出部数(印のあるものは正本1部、残りをコピーで提出)
 - (ア) 応募申込書・・・・・・・(様式第1号) 1部
 - (イ) 団体概要・・・・・・・(様式任意) 1部
 - (ウ) 本業務の推進体制・・・・・(様式第2号) 1部(団体名等あり)、9部(団体名等なし)
 - (エ)企画提案書・・・・・・・(様式任意) 1部(団体名等あり)、9部(団体名等なし)
 - (オ) 見積書・・・・・・・・・(様式任意) 1部(団体名等あり)、9部(団体名等なし)
 - ※見積書は算出根拠等を詳細に記載することとし、令和5年度から令和8年度までの年度ごとに提出すること。なお、令和5年度は令和5年12月から令和6年3月まで(令和5年12月は訪問不要)、令和8年度は令和8年4月から12月まで(令和9年1月の訪問対象者への案内は不要)の見積書とすること。
- ②提出書類のうち電子データで提出が可能なものについては、提案内容を入力した電子データ(Word、Excel、PowerPoint 形式または PDF ファイル)を電子メールにて提出すること。
- ③様式はA4版とし、支障がない範囲で両面印刷も可能とする。
- ④様式は、必要に応じて枠の追加や拡張をすること。
- ⑤提出書類で団体名等を抜いたものについては、団体名を「●●」とする等、提案者が特定されないように作成すること。また、提出書類(ウ)の職員の氏名についても同様に「●●」とすること。
- ⑥企画提案書は、20ページ以内(表紙及び目次を除く)とすること。また、表紙及び目次を除いて、 通し番号(ページ番号)を付すこと。
- (3) 企画提案書の作成要領

企画提案書では、別表の選定評価基準を参考にしたうえで、以下について記載すること。

- ①事業に対する団体の考え
- ②家庭訪問の実施方法
- ③関係機関との連絡調整
- ④対象家庭への案内等
- ⑤職員体制及び人材育成の考え方
- ⑥個人情報保護の考え方と危機管理体制
- (4) 応募方法
 - ①提出期限

令和5年8月30日(水)午後5時30分必着

上記提出書類一式を郵送又は持参(郵便の場合は子供家庭支援課に必着)

提出書類のうち電子データで提出が可能なものについては、提案内容を入力した電子データ (Word、Excel、PowerPoint 形式または PDF ファイル)を電子メールにて提出すること。

※土・日曜日及び下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない。

※郵便遅延やメールサーバーによる遅延等のため受付期限に間に合わなかった場合も、本市は 一切の責任を負わない。

②提出先・問合せ先

西宮市 こども支援局 子育て支援部 子供家庭支援課(本庁7階)

住 所: 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

電 話:0798-35-3796 FAX:0798-35-5525 Mail:vo_jidou@nishi.or.jp

受付時間:午前9時~午後5時30分

担 当 者:斎藤・三桝

(5) 質問等の受付

本実施要項の内容について質問がある場合は、質問書(様式第3号)を提出すること。 上記の方法以外(電話・来庁・FAXによる口頭等での質問等)は受け付けない。

受付期限を過ぎた後は、質問を受け付けない。

①提出期限:令和5年8月9日(水)午後5時30分

②提出方法:質問書を電子メールにて子供家庭支援課へ提出

※送信先メールアドレスは(4)②と同じ。

③回答方法:市ホームページで随時公開

(6) 注意事項

- ①本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- ②提出された応募申込書及び企画提案書等は、返却しない。
- ③提案は、1応募者につき1提案とする。
- ④契約に当たっては、本市が定めた契約書を使用する。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ (http://www.nishi.or.jp) の「事業者向け情報 >入 札・契約 > 契約書 (契約約款)・特約・誓約書【ページ番号:85195192】 > 業務委託契約書 (契約 約款) 特約含む」にて、事前に記載内容を確認すること。

⑤契約に当たっては、原則として契約保証金(契約金額の100分の5以上)の納付が必要となる。

5. 審査及び選考等

(1)審査及び選考の方法

応募者によるプレゼンテーションを実施する。なお、時間・場所等は別途通知する。

実施日:令和5年9月20日(水)

1 応募者につき 40 分(プレゼンテーション:15 分以内、質疑応答:約 15 分)

担当者及び責任者が出席すること(出席者は4名まで)

※市が準備したプロジェクターを使用することができる。

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書を用いて説明を行うこととし、企画提案 書に関する補足資料や参考資料以外の追加提案や追加資料は認めない。

※プレゼンテーションは、西宮市情報公開条例第6条第5項の規定に基づき、非公開にて 実施する。

(2)審查項目

· / I - / · ·						
審査項目	採点割合	評価基準				
①業務推進体制	15/100	温宁亚压甘油				
②企画提案内容	65/100	選定評価基準 (別表)				
③見積金額	20/100	(加衣)				

(3)審查方法

- ①委託料の上限額を超えている場合、その企画提案書は審査から除外する。
- ②審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定に当たり、市職員で構成する選定委員会を設置する。
- ③審査項目のうち①、③については、選定評価基準に基づき子供家庭支援課が評価点を算出する。
- ④審査項目のうち②については、選定評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。各委員の評価点の平均値に、地域経済活性化による加点(市内に本社や本店等の主たる事務所を有している事業者について5%)を加算したものをもって委員会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案書を作成した応募者を受託候補者として選定する。ただ し、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

※審査は受託候補者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は財務局財務総括室契約 管理課を通して行う。

(5) 選考結果の通知

プレゼンテーションを実施したすべての団体に文書で通知する。

選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 無効

応募者又は応募者から提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とし、選定審査の対象とはしない。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

(7) 契約の締結

審査の結果、最高得点を獲得した受託候補者と、契約締結に伴い必要となる協議を行ったうえで、 本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約締 結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

- ①本要項4(1)に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ②契約交渉が成立しないとき、又は受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

6. 情報公開について

- (1) 第三者からの情報公開請求があった場合、西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)の 規定に基づき、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを除 き、公開する。ただし、受託候補者選定期間中は、同条例第6条第5項の規定に基づき、非公開とす る。
- (2)上記(1)には、提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、同書類を含み、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報についてのみ非公開とする。

		医龙町					
評価項目	評価事項		評価				
			Α	В	С	D	E
①業務推進体制	業務責任者	業務実績	5 年	3 年以上 1 年以上 5 年未満 3 年未満	1 年以上	1 年未満 なし	<i>†></i> 1
		(子育てひろば・子育てコンシェルジュ)	以上		3 年未満		<i>4</i> 0
		有資格者の割合	60%以上	40%以上	20%以上	0%以上 20%未満	0%
	訪問員	(保健師・助産師・保育士・子育て支援員)		60%未満	40%未満		
		業務実績·平均	5 年	3 年以上	1年以上3年未満	4 F + '#	451
		(子育てひろば・子育てコンシェルジュ)	以上	5 年未満		1年未満	なし
②企画提案内容	1. 事業に対する団体の考え 産婦に対する支援に関する考え方 乳児家庭への支援に関する考え方 乳児家庭全戸訪問事業への理解度 本業務に対する意欲と熱意		極めて	妥当	普通	やや不十分	妥当でない
	2. 家庭訪問の実施方法 子育て支援に関する情報提供 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境 の把握 支援が必要な対象家庭に対するサービスの検討 独自の提案や工夫 業務遂行能力 実現性		極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	妥当でない
	3. 関係機関との連絡調整 市(子供家庭支援課)との連絡調整 市(地域保健課)との連絡調整 独自の提案や工夫 業務遂行能力 実現性		極めて妥当	妥当	普通	やや 不十分	妥当 でない
	4. 対象家庭への案内等 案内方法 訪問日時の再調整の方法 独自の提案やエ夫 業務遂行能力 実現性		極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	妥当 でない
	5. 職員体制及び人材育成の考え方 職員体制 職員確保策 人材育成 実現性		極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	妥当 でない
	6. 個人情報保護の考え方と危機管理体制 個人情報の取り扱いに対する考え方 危機管理体制		極めて	妥当	普通	やや 不十分	妥当 でない
④見積金額	見積金額	・ 見積金額に応じて客観的に評価					

[※] 子育てひろば・子育てコンシェルジュの業務実績は、他市における地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業の実績も含む。

[※]子育て支援員については、実技や実習を伴う専門研修のすべての科目を修了していることまでは必要なく、基本研修のみ修了している場合も含む。